

総務常任委員会会議録

令和7年11月25日

寒川町議会

出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長
山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員
岸本議長

説明者 三橋総務部長、濁川人事課長、遠藤副主任、赤崎主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第70号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
2. 議案第71号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
3. 議案第72号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

午前10時50分 開会

【佐藤委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案3件でございます。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第70号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 皆様、おはようございます。先ほどの本会議の提案説明に引き続き、よろしくお願いたします。付託議案3件につきましては、期末勤勉手当の基準日が12月1日でありますことから、本日での審査をお願いしております。

それでは、まず付託議案1、議案第70号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明は濁川人事課長より行います。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 それでは、議案第70号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について説明します。なお、説明については、先ほど本会議の中で総務部長より説明させていただいた内容と重複する部分もありますが、ご理解賜りますよ

うお願いいたします。

それでは、最初に、令和7年人事院勧告の概要について説明します。人事院勧告の骨子としては、給与改定に関するものと期末勤勉手当に関するもの、その他通勤手当や地域手当に関するものなど大きく3点ですが、当議案に関連する給与改定に関するものについて概略を説明します。

令和7年人事院勧告は、行政課題の複雑化、多様化や厳しい人材確保競争を踏まえ、公務の職務の職質を重視し、比較対象企業を50人以上から100人以上に引き上げ、比較方法を見直したことにより高水準のベースアップとされております。人事院が実施された民間給与実態調査の結果において、民間給与が公務員給与を3.62%、額にして1万5,014円上回っている状況であることから、その格差を解消するため全ての職員を対象に月例給の俸給を引き上げるとともに、期末勤勉手当についても支給月0.05月分の引上げを行うこととされております。具体的には月例給については、全階級を通した平均改定率が3.3%の増とされ、1級の職員で5.2%の増、2級職員で4.2%の増とされております。また、大学卒業者の初任給は約5.2%、金額にして1万2,000円の増とされ、採用市場での競争力向上のために初任給を大幅に引き上げ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員を大幅に引き上げることとされております。さらに期末勤勉手当は、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月、合わせて0.05月引き上げ、現行の年間支給月数である4.6月から4.65月とするよう勧告がなされております。また、実施時期につきましては、月例給、ボーナス共に令和7年4月1日に遡及して実施することとされております。

以上が、令和7年の人事院勧告における給与改定に関する概要でございます。

当議案については、こうした勧告の内容が令和7年11月11日に閣議決定されたことから、当町においても地方公務員法の規定、均衡の原則、国公準拠に基づき、人事院勧告を踏まえ、国と同様の対応を行うことから提案するものとなります。

それでは、続きまして、議案第70号の条例改正の内容について説明します。タブレット資料は、ファイル01議案第70号寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてをお開きいただき、27分の16ページ新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第1条から第4条までの条立ての改正方法を取っております。最初に、第1条関係として、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になりますが、こちらは地域手当、職員の期末手当、勤勉手当の支給率及び給料表を改正するものとなります。最初に、第8条の2第2項の改正となります。この規定は、地域手当の支給率を定めているもので、同項中「100分の12.45」を「100分の12.5」に改め、支給率を0.05%引き上げるものとなります。

次に、第17条第2項の改正となります。この規定は、一般職の職員の期末手当の支給率を定めるもので、同項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」を「100分の72.5」に改め、支給率を0.05月分引き上げるものとなります。

次に、第18条第2項第1号の改正となります。この規定は、一般職の職員の勤勉手当の支給率を定めるもので、同号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、支給率を0.025月分引き上げるものとなります。

次に、17ページ上段の別表第1及び別表第2の改正となります。

21ページにお進みいただき別表をご覧ください。別表第1は、行政職給料表(1)、別表第2は、行政

職給料表(2)の給料表を規定しているもので、資料27分の21ページから24ページまでが行政職給料(1)、それ以降が行政職給料表(2)であり、新旧対照表でも現行と改正案をお示ししており、今回の人事院勧告に基づいた引上に伴い改正するものとなります。また、給料表全体の単純改定率は3.59%であり、職員1人当たりの平均値である加重平均改定率は3.46%となります。

続きまして、資料は戻りまして、17ページを改めてご覧ください。次は第2条関係として、先ほど同様寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となります。第2条関係は、6月期と12月期の期末勤勉手当の支給率の均衡を図るための改正となります。最初に、期末手当に関わる規定である第17条の改正になります。同条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給率の読替規定である第3項で「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改めるものとなります。

続きまして、18ページをご覧ください。次に、勤勉手当に関わる規定である第18条の改正になります。同条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものでございます。

続きまして、第3条関係として、寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてとなります。第7条第1項の改正は、高度な専門的な知識、経験等を有する特定任期付職員の給料表を改めるものでございます。

次の第8条第2項の改正は、特定任期付職員の期末手当の支給率に関するもので、寒川町一般職の職員の給与に関する条例第17条第2項で規定された一般職の期末手当の支給率を特定任期付職員の支給率に読み替えるもので、同項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」にそれぞれ改めるものとなります。なお、現時点においては特定任期付職員の雇用実績はございません。

続きまして、第4条関係として、こちらも任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等を規定している第8条の支給率の読替規定である期末手当の支給率等の均衡を図るための改正となります。まず、第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改めるものとなります。

最後に、改正附則でございます。第1項では、施行期日として、この条例は公布の日から施行することを定める一方で、第2条及び第4条の規定は、施行日を令和8年4月1日からとしております。第2項では、第1条の規定による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例については、令和7年4月1日に遡及して適用すること、さらに第3項では、改正前の寒川町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例の規定により、給与の内払いとみなすことを定めるものとなります。

議案第70号の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

橋本委員。

【橋本委員】 それでは、何点が質問させていただきます。まず、1点目ですけれども、もろもろ期

末手当をはじめ金額が上がるということで聞いております。年間で町民への負担というのは、これらもろもろ手当を含めるとどのくらいになるのかというのを教えていただきたいと思います。2点目ですけれども、現在物価高騰をはじめ社会保険料の上昇、増税等により町民の皆様も大変厳しい生活を送られているという状況下で、また国民負担率も5割に迫っているというような状況でございます。こういった手当の増加は、さらなる町民負担につながるということになりますが、増額が単に人事院勧告に従うだけではなく、町民の皆様の苦境に寄り添った理解を得るための説明責任の視点をどのようにお考えかお聞かせください。3点目ですけれども、今回の条例改正に伴って進んだ場合、固定費の増加になるわけなんですけれども、町民の皆様はその負担をお願いする際に、行政に対しては、増額に見合う努力や成果というものが求められてくると思いますが、その見解についてお聞きいたします。最後に、町は、地方交付税不交付団体ということで、とても健全財政を維持できているかと思いますが、ただ、逆に歳出に対しては規律や管理が求められてくると思います。期末手当増額の条例改正を受け入れた場合、今後一層の業務の見直しや効率化が求められると思いますが、町の見解をお聞きいたします。

以上、4点お願いします。

【佐藤委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 それでは、今回の給与改正に伴う影響額という部分で、1点目にお答えさせていただきます。今回まず一般職に関する影響額といたしましては、トータル1億1,551万6,000円となります。内訳といたしましては、給料が4,797万7,000円、地域手当が674万7,000円、時間外手当が260万1,000円、期末勤勉手当が3,845万5,000円、最後共済費が1,973万6,000円となっております。そのほか今度会計年度任用職員につきましては、今回影響額としましては、合計で約2,275万9,000円となっております。内訳といたしましては、報酬が1,527万6,000円、期末勤勉手当が678万8,000円、共済費が62万4,000円、最後費用弁償が7万1,000円、以上となります。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 2点目の町民に対する説明責任についてお答えさせていただきます。お給料等年額の人件費等々につきましては、毎年「広報さむかわ」において全て公表させていただいております。そちらで説明責任というか、公表というか、分かりやすい形で広報していきたいと考えております。また、3点目の努力や成果、その辺についてお答えさせていただきます。当然我々地方公務員につきましては、町民の皆様から大切な税金を頂いて、それをお預かりして事業を展開しているところでございます。それについて町民サービスの向上を踏まえ、町民福祉の向上を念頭に置きながら、努力を重ねつつ成果も上げていきたいと考えております。また、最後4点目の今後でございます。今皆さんご存じかと思いますが、大変な人材不足といった中で、寒川町においても例外ではございません。採用試験の募集をかけても、3年前の既に3分の1程度しか応募がない状況でございます。そういった中で町を継続的に運営していく上では、人と職員というのは欠かせないものと考えております。職員の働き方改革ではありませんが、様々なもので町民サービスを維持させながら、そういった諸条件も検討していきたいと考えております。よろしくお聞きいたします。

【佐藤委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 詳細な説明ありがとうございます。私のほうで聞きそびれているかもしれませんが、

最初の質問で、今回の給与改定の根拠となる国家公務員と民間給与との格差、こちらは何%だったのかお聞かせください。2つ目の件は、「広報さむかわ」での話ということで分かりました。3点目ですけれども、こちらはいろいろとお話はいただいたんですけども、ただ、町民が実感できるサービスの質の向上だったり、業務のスピードアップとか、こういったものに対して具体について、もし今お答えできることがあれば、お答えをお願いいたします。4点目に関しては今人手不足ということで、状況は分かりました。お願いいたします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 すみません。人事院が実施された民間給与実態調査の結果において、民間給与が公務員給与を3.62%、額にして月額1万5,014円上回っている、いわゆる給与が民間のほうが高いといった結果となっております。また、努力とか成果、町民サービスという部分についてお答えさせていただきます。人事課では、職員を管理している部門となりますが、町民サービスの向上といいながら、町民の方々に確実にサービスを提供するといった部分では、職員の人数というのはある程度必要だと考えております。ただ、べらぼうに何人もいればいいといった問題ではないということも承知しております。適切な人員の管理に我々は努めていき、町民サービス、福祉の向上に各課、町を挙げて取り組んでいきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 では、付託議案の2つ目です。議案第71号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について審査をお願いいたします。引き続き濁川人事課長からご説明申し上げます。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 それでは、引き続き議案第71号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。タブレット資料は、ファイル02議案第71号寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてをお開きいただき、4分の3ページの新旧対照表をご覧ください。当議案の改正についても、第1条から第4条までの条立ての改正方法を取っております。最初に、第1条関係として、寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正となりますが、こちらは議会議員の期末手当の支給率を改正するものでございます。第5条第2項の改正については、現行の支給率「100分の222.5」を「100分の227.5」に改め、0.05月分引き上げるものとなります。次は、第2条関係として、こちらも寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。第5条第2項の改正については、先ほど

の第1条関係で、期末手当の支給率について年間0.05月分の引上げを規定したところですが、令和8年度以降の6月期と12月期の支給率を均等にするため、「100分の227.5」を「100分の225」に改めるものとなります。

続きまして、資料は4分の4ページをご覧ください。第3条関係として、寒川町特別職の給与に関する条例の一部改正についてでございます。こちらは特別職の期末手当の支給率を改正するものとなります。第4条第2項の改正については、現行の支給率「100分の212.5」を「100分の217.5」に改め、0.05月分引き上げるものとなります。

次は、第4条関係として、こちらも寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となります。第4条第2項の改正については、先ほどの第3条関係で期末手当の支給率について年間0.05月分の引上げを規定したところですが、令和8年度以降の6月期と12月期の支給率を均等にするため、「100分の217.5」を「100分の215」に改めるものとなります。

最後に、附則となりますが、第1項では施行期日として、この条例は公布の日から施行することを定める一方で、第2条及び第4条の規定については、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、3点ほどお伺いします。まず、今回期末手当を0.05か月増額するということですが、これに関して財政的な負担、影響額というのはどの程度になるのかお聞きします。あと今回人事院勧告の国家公務員の給与の改定に準じたものですが、これに関して、先ほども橋本委員からも質問がありましたけど、住民からの十分な理解と納得が得られるのかというところに関して質問します。あとそれと町として報酬審議会というものがあると思うんですけど、報酬審議会からの意見というのはあったのかどうかについてお伺いします。

以上です。

【佐藤委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 それでは、1点目の影響額についてお答えさせていただきます。まず今回特別職の影響額といたしましては、今回の人事院勧告以外にも教育長の退職というものがありましたので、一概に影響額は人勧だけでは出せない部分があるんですが、影響額としましては、プラス118万9,000円で、うち共済費が66万7,000円となっております。あと議会議員の影響額といたしましては、プラス40万6,000円が影響額となっております。

以上です。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 ご質問の2点目でございます。住民の方への納得、説明でございます。先ほどの答弁と重複しますが、幾ら支給して、幾ら職員が頂いているかの公表については、「広報さむかわ」でしっかり広報してまいりたいと考えております。寒川町だけこの条例を否決して、他市町村よりも少ない金額で給与、ボーナスといったことではなく、寒川町を持続可能な町として運営していくには必要な措置だと考えております。また、3点目の報酬審の話でございます。特別職の報酬審議会につきまして

は、今現在人事課でその開催に向けた準備を進めております。まだ開催はされておられません。こちらの0.05月引き上げる部分については、一般職が0.05月引き上げることにより、特別職の方も引き上げるといった提案内容となっておりますので、月々頂く報酬の額については、来年度早々に開催して審議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 質問いたします。今0.05月特別職が上がるということでもございました。この数値というのは、国の勧告どおりに連動しているのかどうかの確認です。例えば自主抑制している数字であるのか、その辺についてお聞きいたします。あと改めて特別職の報酬に関しては、先ほども一般職でも話しましたが、町民の皆様の苦境に寄り添うという意味でも最も象徴的な予算であると考えます。今後の大型事業を見据えた将来世代に負担を押し付けない意味でも重要なメッセージになるのかと考えます。実際に国政では、閣僚の給与のカットとか、議員の定数の削減によるコスト削減を目指しております。改めて特別職の期末手当の増額に至った説明もありましたけれども、もう一度その判断の見解をお聞きいたします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 まず1点目の一般職の人事院勧告に連動しているのかといったご質疑でございます。正直な話、一般職については連動というか、国の人事院勧告に基づいて地方公務員法の規定に基づいて連動しているといった部分はございます。特別職につきましては、連動はしていないといった形です。一般職が上がることによって、特別職の方々についても上げるといった判断がなされたところから提案申し上げております。また、2点目の期末手当の0.05月についてでございますが、当然国の閣僚のカットの話というのは、我々も承知しております。ただ、今いる人たちではなく、今後将来にわたって、例えば町長や副町長、教育長、また議会議員の皆様も含めまして、今いる方々にここで上げないという判断がなされれば、将来成り手の問題等々がありますので、成り手不足は、議会議員の皆様も同じかと思っておりますので、その部分については、ここでしっかり近隣と足並みをそろえて上げていくといったことのほうがよろしいのではないかとということで、今回提案させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 2点目は分かりました。1点目に関しては、国の勧告どおり連動していないということで、恐らくこれは減額されたというような、そういう形で、基準に関しては国の勧告どおりに連動していない、一般職はしたということですが、特別職に関しては0.05月に落ち着いたというのは、それは国の勧告に従ってだったのではないということだったと思うんですけど、その基準についてどうしてそうなったのかお聞きします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 すみません。私の説明不足でした。大変申し訳ございません。報酬については全く動いていないといった形で、今後報酬審を開いて、その部分についてはご議論、ご審議をいただくとした部分でございます。今回の改正については、いわゆる期末手当を年間0.05月引き上げるといった

内容でございます。そちらについては、人事院勧告とは連動しておりませんが、議会議員の皆様、特別職の3役の方々についても、同じように0.05月引き上げるといった内容となっております。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 では、小泉副委員長。

【小泉副委員長】 今回の議員とさらに特別職への期末手当0.05月分ですが、神奈川県ですとか、もしくは近隣市町では、どのような動向になっているのかという点についてお伺いたします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 近隣市町の状況でございます。今回改正する、しないといった情報としては、改正する方向でということで聞き及んでおります。改正前の月数として、まず特別職でございます。特別職では、平塚市が年間4.35か月、藤沢市が3.125か月、茅ヶ崎市が4.26か月となっております。また、海老名市は4.6か月となっております。また議会議員ですが、平塚市が4.35か月、藤沢市が3.125か月、茅ヶ崎市が4.5か月、海老名市は4.6か月となっております。

【佐藤委員長】 県というのは分かりますか。

【濁川人事課長】 県は分からない状態です。

【佐藤委員長】 よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 では、付託議案の3件目でございます。議案第72号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査をお願いいたします。引き続き、濁川人事課長からご説明申し上げます。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 それでは、引き続き、議案第72号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして説明いたします。会計年度任用職員の給与については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要な知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものとされております。そこで会計年度任用職員には、条例で常勤職員と同様に給料表を設け、行政職給料表(1)では、常勤職員の行政職給料表(1)の1級及び2級の給料月額を、行政職給料表(2)には、常勤職員の行政職給料表(2)の1級の給料月額をそれぞれ規定しております。このたびは人事院勧告を踏まえ、常勤職員の給料表を改正することから、会計年度任用職員の給料表についても同様に改正するものとなります。また、これまで要綱等で規定していた外国人指導者及び特例補充教員の給与に関する規定を行政職給料表(3)として新たに規定を追加するため改正するものとなります。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料はファイル番号03議案第72号寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、29分の18

ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第1条から第2条までの条立ての改正方法を取っております。最初に第1条では、別表第1と別表第2の改正で、行政職給料表(1)と行政職給料表(2)の改正となります。

18ページから21ページまでが、行政職給料(1)における1級及び2級の給料月額を常勤職員の行政職給料(1)における1級及び2級の給料月額と同額に改正するとともに、22ページ以降が、行政職給料(2)における1級の給料月額を常勤職員の行政職給料(2)の1級の給料月額と同額に改正するものとなります。

次に、第2条関係として、こちらも寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。こちらは外国人指導者及び特例補充教員に関する規定を新たに加える改正となります。フルタイム会計年度任用職員の給料表を規定している第3条第1項第3号に、外国人指導者及び特例補充教員に関する給料表別表第3を加える改正となります。

次に、フルタイム会計年度任用職員の職務の級を規定している第4条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改めるものとなります。備考に、「及び外国人指導者及び特例補充教員に関する給料表」を追加し、併せて別表第3として、「外国人指導者及び特例補充教員に関する給料表」及び「備考 この表は、外国人指導者及び特例補充教員として従事する職員に適用する。」を追加するものとなります。

次に、「別表第3」を「別表第4」に改め、「3 外国人指導者及び特例補充教員に関する給料表」の職務の級の1級及び標準職務を「外国語(英語)指導において、相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」、「教科指導及び学習評価において、専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務」を追加するものとなります。

次に、資料は29ページ、最終ページをご覧ください。最後に附則となりますが、第1項では施行期日等として、この条例は公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用することを定め、第2項では、第1条の規定による改正後の寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、令和7年4月1日に遡及して適用すること、さらに第3項では、改正前の寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めるものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

橋本委員。

【橋本委員】 質問させていただきます。こちらの会計年度任用職員の年間での町民への影響や負担について1点目お聞きいたします。2点目は、会計年度任用職員の皆さんは、行政の大変重要な担い手であると思います。ただ、期末手当増に伴い採用や配置、そして人材の定着について、戦略だったり、計画的な取組が一層必要と考えますけれども、見解をお聞かせください。

【佐藤委員長】 赤崎主査。

【赤崎主査】 私からご質問の1点目、町民の皆様に対する影響額の部分にお答えさせていただきます。今回会計年度任用職員の方で給与改定を行ったことによる影響額といたしまして、総額としては2,275万9,000円、内訳といたしましては、報酬で1,527万6,000円、期末手当で363万8,000円、勤勉手当

で315万円、共済費62万4,000円、最後に費用弁償といたしまして7万1,000円、合計いたしまして、2,275万9,000円の影響額を見積もってございます。

以上でございます。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 2点目の質疑でございます。会計年度任用職員の皆様については、行政の重要な部分を担っていただいて、行政運営に欠かせない存在となっていることは、まずお伝えさせていただきまます。人事課で管理している部分につきましては、産休や育休、どうしても職員が配置できないときに会計年度を配置させていただいております。また、人事課管理以外の他課においては、様々な部分で会計年度任用職員の皆様に事務事業にご参画いただいて、事務事業を実施している状況がございます。先ほどの外国人指導者もそうですし、様々な方にご活躍いただいております。計画的にといった部分でございます。当然職員が、例えば正規職員と言っちゃいけないですけど、我々正職員たちの採用が計画的に順調に進めば、こういった方々の計画性も整ってくるかと思いますが、何とか事業をするために、必要最低限の人数で今会計年度任用職員の方を配置させていただいて、職務に当たっていただいている状況となっております。できる限り人件費については低く抑えながら、町民サービスの向上に充てていきたいという考えは持っておりますが、どうしても必要な人員については、会計年度任用職員の方に事務事業に参画していただいて実施している状況でありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決という予定でございますけれども、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第70号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

橋本委員。

【橋本委員】 議案第70号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。提案理由として、国家公務員の給与に関する人事院勧告を踏まえ、一般職の職員及び特例任期付職員の給与を改定するための提案

ですが、現在町民の皆様にとって歴史的な物価高騰や実質賃金が伸び悩み、国民負担率が5割に近づく大変厳しい状況下ではありますが、行政サービスの維持と職員の士気の維持と人材確保という責務を受け止め、厳しい選択となりますけれども、議案には賛成いたします。同時に町民に対する説明責任、増額に見合うサービスの資質の向上、業務のスピードアップなどの成果及び行政効率の向上と無駄を見直し、歳出抑制を強く要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

【佐藤委員長】　　続きまして、反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】　　その他討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】　　それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤委員長】　　賛成全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】　　議案第71号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について反対の立場で討論します。今回国家公務員の給与に関する人事院勧告を踏まえた町議員と特別職の職員の期末手当の0.05か月増の改定ですが、物価高騰の厳しい中、社会保険料や公共料金の値上げで町民は疲弊しています。町議員と特別職の期末手当の改正については、人事院勧告とは別に慎重な議論と住民への丁寧な説明が必要だということから反対といたします。

【佐藤委員長】　　次に、賛成討論のある方。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】　　議案第71号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。この議案第71号は、人事院勧告に沿った形で議員及び町長等3役の期末手当を0.05か月分引き上げるというものでございます。この動きは、先ほど質疑でも確認させていただきましたが、近隣自治体でも同様の提案がされているということでもございました。私は、人事院勧告の尊重、そして一般職の職員の期末勤勉手当の状況や近隣自治体の動向も含めまして、この改定に賛成いたします。

議員も今質疑でも成り手不足というようなお話もありましたが、こうしたことを踏まえまして、若い世代が積極的に活動する環境を整えるということは、今後にとって非常に大切なことだと考えております。さらに議員、そして3役の報酬等の在り方を検討する審議会の諮問についても、今後早々に行われるというような話もありましたので、私は今回報酬、給料についても今後慎重に、かつ積極的に検討されることを求めて、以上、議案第71号について賛成討論といたします。

【佐藤委員長】　　次に、反対討論のある方。

橋本委員。

【橋本委員】 議案第71号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。提案理由として、国家公務員の給与に関する人事院勧告を踏まえ、期末手当の支給月数を改定するための提案でしたが、現在町民の物価高、税や保険料負担、国民負担率が5割に近づく中、特別職の報酬増は、町民の皆様の苦境に寄り添うという意味でも最も象徴的な予算につながると考えております。条例改正により歳出増、すなわち町民負担につなげないために反対といたします。

【佐藤委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。これより議案第72号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時42分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 2月 24日

委員長 佐藤 一夫